

# 事務局説明資料

---

周波数オークションに関する懇談会 事務局

# 目次

- **周波数オークションに係る最近の諸外国の状況**……………1
- **第4世代携帯電話システムの検討状況**……………5
- **外国資本の位置づけ** ……………8
- **二次取引制度** ……………12

# 周波数オークションに係る最近の諸外国の状況(英国)

■ 2012年第1四半期に実施予定であったLTE用周波数オークションについて、オークションの実施時期を延期(2012年上半期に実施予定)。

## 1.英国における周波数の割当状況

		Vodafone	O2	Everything Everywhere	H3G
2G※1※2	900MHz帯	2x17.4	2x17.4	0	0
	1.8GHz帯	2x5.8	2x5.8	2x60	0
3G※2	2.1GHz帯	2x15	2x10	2x20	2x15
LTE	800MHz帯	オークションによって割当予定			
	2.6GHz帯				

※1 2G用の周波数については、2011年1月から3Gにも利用可能となった。  
 ※2 LTEへの拡大については、EUにおける技術検討の結果を踏まえ、結論を出すこととしている。

## 2.LTE用周波数オークションの制度設計案(抜粋) ※2011年3月~5月 意見募集

### (1)保有周波数数の「上限(cap)」の設定

- ・1GHz帯未満の周波数帯: 2 × 27.5MHz
- ・移動通信用周波数全体: 2 × 105MHz

### (2)保有周波数数の「下限(floor)」の設定

オークション実施後に**最低4事業者**が以下のいずれかの条件を満たす必要がある

- ・1GHz帯未満の2 × 5MHz及び2.6GHz帯の2 × 20MHz
- ・1GHz帯未満の2 × 5MHz及び1800MHz帯の2 × 15MHz
- ・1GHz帯未満の2 × 10MHz及び2.6GHz帯の2 × 15MHz
- ・1GHz帯未満の2 × 10MHz及び1800MHz帯の2 × 10MHz
- ・1GHz帯未満の2 × 15MHz

・「上限」「下限」「最低4事業者」の条件の設定は、保有周波数の少ない事業者(及び新規事業者)が有利  
 ・O2は800MHz帯を2 × 10MHzを超えて獲得出来ない

# 周波数オークションに係る最近の諸外国の状況(英国)

## 3.事業者の反応

制度の詳細設計を巡って事業者(O2)が規制当局(OFCOM)を訴える構えを見せている。

### (1)O2の主張

- 提案されている制度設計案のうち「下限」の設定は、政府から事業者への「国庫補助」に該当し、EU法違反と考えられる。
- 「下限」の設定は、ボーダフォンとO2以外の事業者が割安な価格で周波数を獲得することを可能とするもの。OFCOMの試算に基づけば、納税者は10億ポンド(約1250億円)の負担を強いられることになる。
- 「下限」の設定は、800MHz帯と900MHz帯が類似の周波数だという誤解に基づくものである。ボーダフォンとO2は1GHz以下の周波数帯を十分に保有しているとのOFCOMの主張も同じ誤解に基づくものである。

### (2)訴訟の背景等

- LTE用オークションの制度設計を巡っては、これまでも数次にわたって事業者が訴訟を起こす動きを見せてきたところ。今回の動きも一連の動きの延長上と理解することが可能。

#### (参考)LTE用周波数オークションに係るここまでの事業者の動き

- 2007年9月 OFCOMが900MHz帯の利用方法等について公開諮問を実施
  - ・ボーダフォンとO2は、900MHz帯の周波数の一部を他事業者へ売却すべき ←反対(ボーダフォン、O2)
  - ・(代わりに)3Gを含む幅広いサービスへの利用拡大を容認
- 2008年4月 OFCOMが2.6GHz帯の周波数割当に関する政策文書を発表
  - ・08年夏に2.6GHz帯のオークションを実施予定
  - ←反対(O2及びT-Mobile(現Everything Everywhere)による訴訟)
  - ※900MHz及び1800MHz帯の3Gサービスへの転用、周波数取引の導入といった重要事項に関する見通しが不透明な状況下では2.6GHz帯のオークションは不適切
- 2009年6月 「デジタルブリテン最終報告書」発表、2008年4月の政策文書を撤回

## LTE用周波数オークションの概要

- 用途: サービス中立(LTEやWiMAX等を想定)
- 周波数帯・ブロック数  
800MHz帯(2×5MHz、6ブロック計60MHz)、2.6GHz帯(計190MHz)  
※ 1.8GHz帯はオークション対象とされるかは未確定
- エリア: 全国
- 免許の有効期間: 無期限  
(20年(見込み)を過ぎれば5年前の通知で免許の有効期間を定めることも可能)

## オークション方式

- オークション方式: Principal Stage(同時複数ラウンドオークション等)と Assignment Stage(単一パッケージ入札)の2段階方式  
※ Principal Stageで周波数割当の権利を得られ、Assignment Stageでは具体的な周波数帯を含め割当てられる
- 価格の決定方式: セカンドプライス方式
- 最低落札価格の設定: 有
- その他: 獲得可能な周波数の制限

## ■ 今年8月、韓国で初めての周波数オークションを実施

- 用途: 移動通信(主にLTEを想定)
- 実施時期: 2011年8月17日～29日
- 周波数帯・ブロック数: 800MHz帯、1.8GHz帯、2.1GHz帯(合計50MHz、3ブロック)
- 入札方式: ・同時複数ラウンドオークション  
(各ラウンドの終了後、周波数別に最高入札価格をすべての入札者に、次ラウンドの最小入札価格として告知)
  - ・入札ブロック数の制限有(20MHz幅)
  - ・2.1GHz帯からKT、SKテレコム※を排除※ともに同周波数帯で既に割り当てられている事業者
- 結果: ①総落札額: 1兆7,015億ウォン(約1,200億円)
  - ②落札者 : KT (800MHz帯(10MHz) 落札額: 2,610億ウォン)
  - SKテレコム(1.8GHz帯(20MHz) 落札額: 9,950億ウォン)
  - LGU+(2.1GHz帯(20MHz) 落札額: 4,455億ウォン)

※韓国のオークション収入については、全額を放送通信発展基金等に繰入れ、通信・放送等の振興に用いる予定。

# 第4世代移動通信システムの標準化の進展状況について

○第4世代移動通信システムは、光ファイバと同等程度的高速通信を実現するシステム。  
 ○2000年から検討を開始。2012年1月に無線方式の仕様が標準化される見込み。

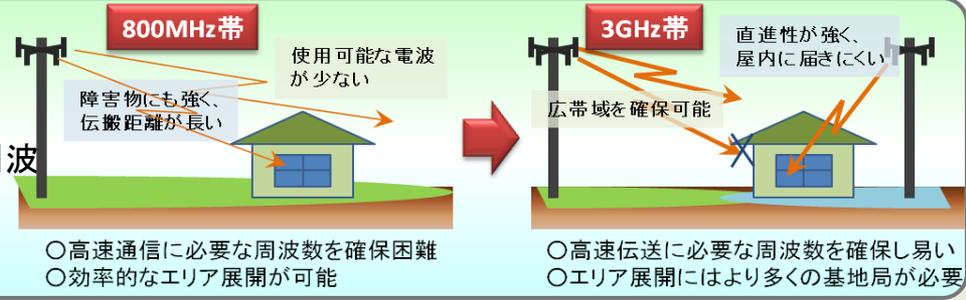
## 第4世代移動通信システムの特徴

### 特徴1：1Gbps(現行システム(3.5世代)の約70倍)の高速通信を実現



### 特徴2：3GHz帯以上の電波を初めて利用

高速通信に必要な周波数を確保するため、3GHz以上の周波数(3.4-3.6GHz)を携帯電話に初めて利用  
 (現行システムは、概ね2GHz帯以下の電波を使用)



## これまでの検討状況

(年)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013...
	WRC-2000 (WRC-03の議題設定)		WRC-03 (WRC-07の議題設定)				WRC-07 (IMTの新たな周波数特定)					RA-12 (IMTの仕様の標準化)		
	(1) システム概念の検討			(2) IMTの周波数帯の検討				(3) 詳細仕様の検討				(更なる課題の検討)		

# 第4世代移動通信システムの技術

技術名	LTE-Advanced	WirelessMAN-Advanced
提案者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3GPP</li> <li>・ 日本</li> <li>・ 中国 (TDD のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IEEE</li> <li>・ 日本</li> <li>・ 韓国</li> </ul>
基本技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LTE</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WiMAX (IEEE802.16)</li> </ul>
変調方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下り: OFDM及びTDMの複合方式</li> <li>・ 上り: N-times DFT-Spread OFDM</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下り: OFDM及びTDMの複合方式</li> <li>・ 上り: OFDMA</li> </ul>
備考	<p>技術的には、上りの変調方式を除き、ほぼ同一の要素技術を使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広い周波数帯域への対応 (20MHz以上)</li> <li>・ MIMO技術の高度化</li> <li>・ 基地局間協調制御技術の導入</li> <li>・ 中継伝送技術の導入 等</li> </ul>	

LTE: Long-Term Evolutio

OFDM: Orthogonal Frequency Division Multiplexing

TDM: Time Division Multiplexing

MAN: Metropolitan Area Network

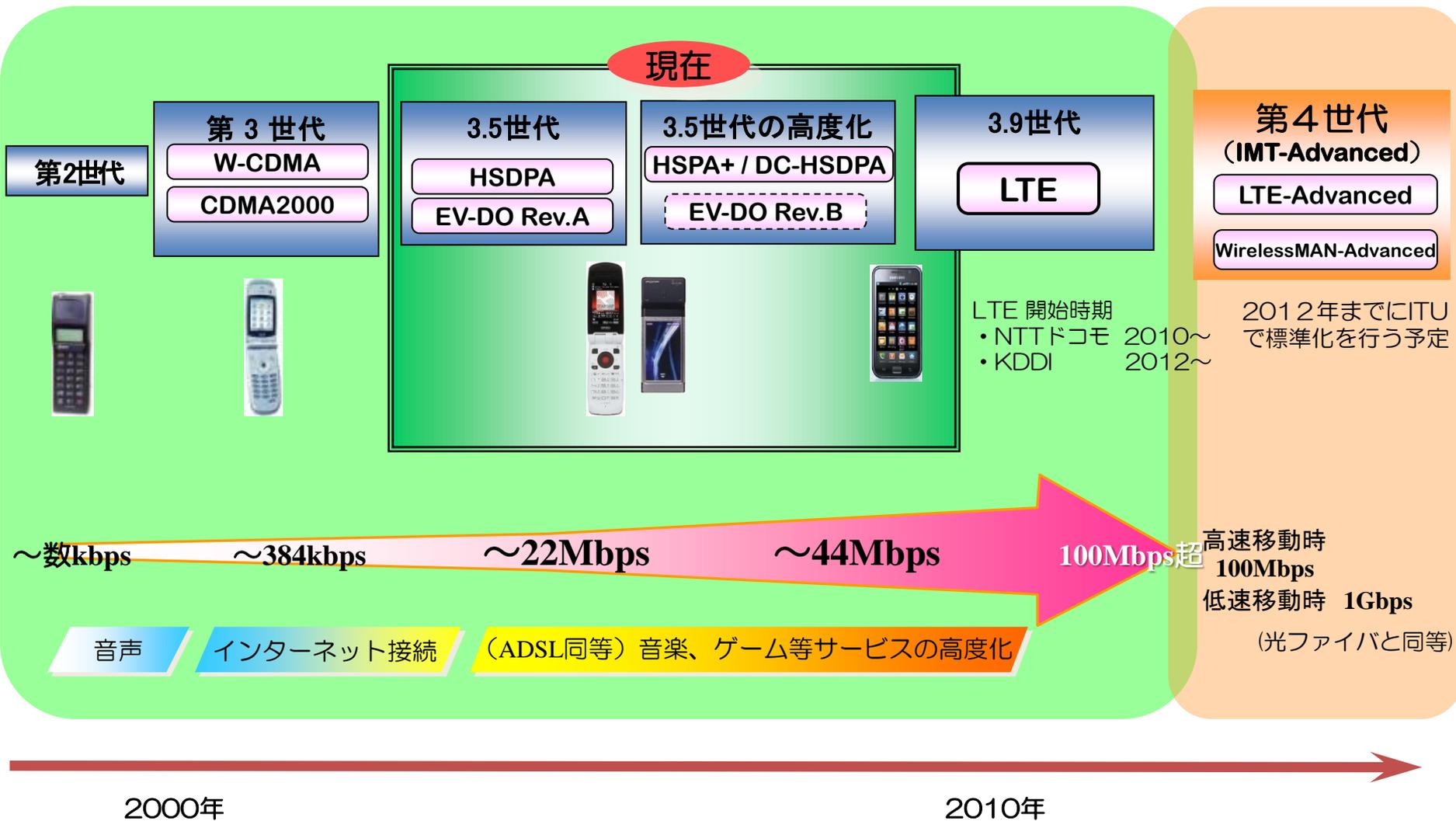
OFDMA: Orthogonal Frequency Division Multiple Access

MIMO: Multiple-Input and Multiple-Output

3GPP : Third Generation Partnership Project

DFT: Discrete Fourier Transform

# 携帯電話システムの発展



W-CDMA : Wideband - Code Division Multiple Access  
EV-DO : Evolution Data Only

CDMA2000 : Code Division Multiple Access 2000  
LTE: Long Term Evolution

HSPA : High Speed Packet Access  
MAN: Metropolitan Area Network

# WTO交渉と我が国の外資規制との関係



ウルグアイ・ラウンド  
(1986~1994)

基本電気通信交渉  
(1994~1997)

ドーハ・ラウンド  
(2001~)

1994.4

付加価値通信サービスの約束表提出

- ✓ 第二種電気通信事業者による付加価値通信サービスを約束
- ✓ 第二種電気通信事業者による「音声電話サービス」「電報」を除く基本電気通信サービス(国際通信を除く)を約束

1997.4

基本電気通信サービスの約束表提出

- ✓ 音声電話サービス(国内・国際)を含む第一種・第二種電気通信事業者による基本サービスを約束
- ✓ **第一種・第二種電気通信事業者(NTT・KDD除く)に係る外資規制を撤廃**
- ✓ 参照文書を全項目約束(相互接続項目に注釈)

98.2 第四議定書発効

2003.4

初期オファー提出

- ✓ **NTT外資規制緩和(1/5⇒1/3)**
- ✓ **KDD外資規制・役員規制の撤廃**
- ✓ 第一種電気通信事業者の付加価値サービスを約束

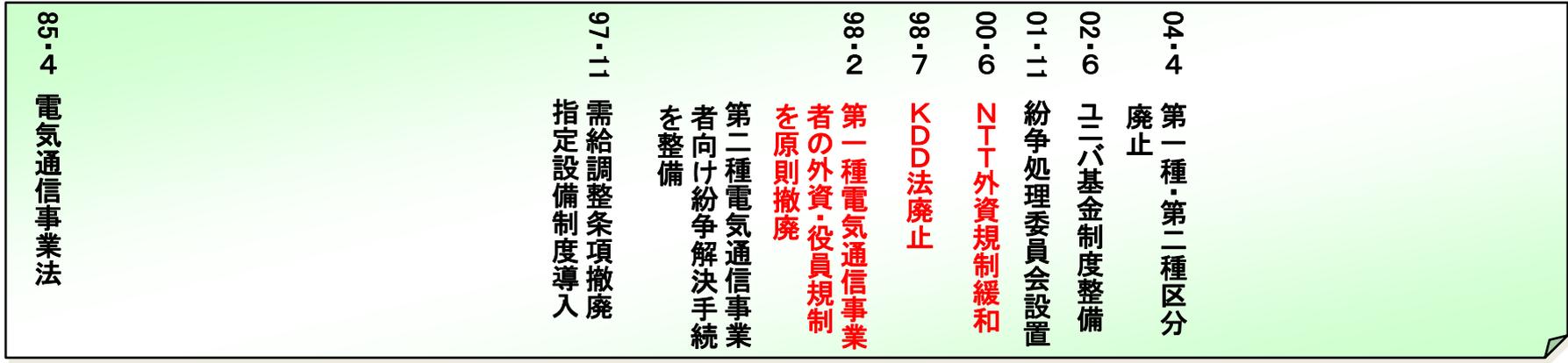
2005.6

改訂オファー提出

- ✓ 第一種・第二種区分を撤廃

現在残っている留保  
①NTT外資規制  
②NTT役員国籍  
③電報の独占  
④参照文書の注釈

【国内法制の整備】



# 電気通信・放送分野における主な外資規制

- 電気通信事業分野については、NTTに関する外資規制のみが存在。(電波法では、有限希少な電波の自国民優先利用の考えに基づき、原則として無線局免許に対する外資規制を実施しているが、電気通信業務用は対象外)
- 放送分野については、放送事業者が言論・報道機関としての性格を有し、その社会的影響力が大きいことから、無線局免許・業務の認定に関して外資規制を実施

対象		国籍要件	出資規制	役員等規制	根拠法
電気通信	NTT	—	直接・間接を問わず、NTT持株の議決権保有を1/3未満に制限	日本国籍を有しない人のNTT持株・東西の取締役・監査役への就任を禁止	日本電信電話株式会社等に関する法律 § 6・10
	地上基幹放送 (放送局免許、業務の認定とも)	外国人は不可	直接・間接を問わず、議決権保有を1/5未満に制限	外国人が業務執行役員である法人・団体は不可	電波法 § 5IV 放送法 § 93 I ⑥
放送	衛星基幹放送 (人工衛星局免許) 移動受信用地上基幹放送 (放送局免許)	外国人は不可	直接の議決権保有を1/3未満に制限	外国人が代表者である法人・団体、役員1/3以上を占める法人・団体は不可	電波法 § 5 I
	衛星基幹放送 (業務の認定) 移動受信用地上基幹放送 (業務の認定)	外国人は不可	直接の議決権保有を1/5未満に制限	外国人が業務執行役員である法人・団体は不可	放送法 § 93 I ⑥
	認定放送持株会社	外国の法人は不可	直接・間接を問わず、議決権保有を1/5未満に制限	外国人(下記③を除く。)が業務執行役員である株式会社は不可	放送法 § 159 II ⑤

(※) この資料中「外国人」とは、①日本国籍を有しない人、②外国政府又はその代表者、③外国の法人又は団体を指す。

# 対内直接投資等に対する規制

- 外為法では、対外取引の自由を原則としつつ、必要最小限の管理又は調整を行うという基本的考えに立ち、「国の安全」「公の秩序」「公衆の安全」等の観点から、対内投資規制を実施
- 具体的には、外国投資家が国の安全を損なうおそれがあるもの等として政令で定める一定の業種に対する対内直接投資等を行おうとするときは、事前届出義務を課し、国があらかじめ審査

## 外国投資家

(法第26条第1項)

- ① 非居住者である個人
- ② 外国法令に基づく法人・団体
- ③ 外国に主たる事務所を有する法人・団体
- ④ ①～③による直接・間接の合計の議決権保有比率が50%以上の会社
- ⑤ 非居住者が役員・代表権ある役員のいずれかの過半数を占める法人・団体

## 対内直接投資等

(法第26条第2項)

- ① 上場会社株式の10%以上の取得
- ② 非上場会社株式・持分の取得
- ③ 事業目的の実質的な変更についての同意(株式会社の場合、1/3以上の議決権保有が条件)
- ④ 一定規模で行う1年超の貸付け  
(銀行等がその業務として行うもの、日本法人(「外国投資家」の類型④⑤)が行う本邦通貨によるものを除く) 等

## 事前届出

## 日本企業

(対象業種:政令第3条第2項第1号)

- ① 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種(注)
- ② OECD資本移動自由化規約の規定に基づき、我が国が留保している対内直接投資等に係る業種

(注)財務大臣及び事業所管大臣が定めることとされており、「情報通信業」も対象となっている

### 「情報通信業」

- ・固定電気通信業、**移動電気通信業**、インターネット附随サービス業(いずれも電気通信事業の登録を受けるべきもののみ)
- ・公共放送業、民間放送業、有線放送業

[日本標準産業分類に基づく]

- 届出の受理から30日間は投資を行ってはならない
- 財務大臣・事業所管大臣が審査の必要性を認めるときは、投資禁止期間を4か月まで延長可能
- ①国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来さないか、②我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼさないか等について審査
- 審査の結果、国の安全を損なうおそれ等があると認めるときは、投資内容の変更・中止を勧告
- 外国投資家が勧告を応諾しないときは、財務大臣・事業所管大臣が投資内容の変更・中止を命令

(法第27条)

# 【事例】TCIファンドによる電源開発株式会社の株式取得

## 事案

- ザ・チルドレンズ・インベストメント・マスターファンド(TCIファンド)が、電源開発株式会社(電源開発)\*1の発行済株式の20%までの株式を取得することにつき、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に基づき、財務大臣及び経済産業大臣に事前届出(平成20年1月15日)。
- 電気事業は、OECDの定める資本移動自由化コード第3条に規定する「公の秩序の維持」の観点から事前届出業種として指定されているところ、財務大臣及び経済産業大臣は、TCIファンドによる電源開発株式の取得が、同社の経営や基幹設備に係る計画・運用・維持に影響を及ぼし、それを通じて電気の安定供給や原子力・核燃料サイクルに関する我が国の政策にいかなる影響を与え、我が国の公の秩序の維持を妨げるおそれがあるかについて検討(同法第27条第3項第1号イ)。

## 結果

- TCIファンドによる投資方針及び過去の投資事例\*2等より、株式の追加的取得及びこれに伴う株主権の行使を通じて、電源開発の経営や基幹設備に係る計画・運用・維持に影響を及ぼし、それを通じて電気の安定供給や原子力・核燃料サイクルに関する我が国の政策に影響を与えるおそれがあると認定。
- 財務大臣及び経済産業大臣は、TCIファンドに対し、本件届出に係る対内直接投資を中止することを旨とする勧告を発出したところ(同年4月16日)(同法第27条第5項)、TCIファンドがこれを拒否したため、当該対内直接投資の中止命令を行った(同年5月13日)(同法第27条第10項)。

\*1 電源開発株式会社(電源開発)

昭和27年、地域電力会社では困難な電力の安定供給を確実にするための長期的な設備投資を担うため、電源開発促進法(昭和27年法律第283号)に基づき政府と電力会社が共同出資する株式会社として設立。

平成9年に特殊法人改革の一環として民営化が決定、平成16年に東京証券取引所一部に上場し、政府保有株式及び電力会社保有株の完全売却が行われた。民営化後も、電力安定供給のための設備投資・運営を行ってきた。

\*2 投資方針及び過去の投資事例について

TCIファンドの投資方針として、株主価値を高めるために、時として投資先企業に対して積極的な行動を取ること、例えば投資先企業の経営陣に対する働きかけを行う場合があること、委任状勧誘を行う場合があることが具体的な過去の投資事例とともに示された。例えば、TCIファンドから示されたドイツ証券取引所の事例においては、10%程度の議決権保有比率の場合であっても、株主権を行使して投資先企業の取締役会と経営陣の交代に成功したことが示された。なお、TCIファンドは、今後、株主提案や非公式の助言又は提案を通じて、電源開発に対して経営の改善を求めていくことを明らかにしている。

# 二次取引制度について①

- 二次取引制度は、電波の有効利用が図られうるものとして、周波数オークション制度の導入目的に沿うものであるが、以下の論点についてさらなる検討が必要。

## ① 二次取引制度のメリット・デメリット

- ・ 周波数オークションの落札者による電波の有効利用が図られない場合、二次取引制度を通じて、電波をより有効に利用することができる第三者によって電波が死蔵されることなく有効利用が図られるという考え方。
- ・ 一方で、そのような場合には、落札者の地位や無線局の免許を取り消した上で再度オークションを実施する等の手段によっても電波の有効利用が図られるという考え方。
- ・ 二次取引制度を利用して転売利益を得ようとする者が、取引価格の上昇を企図して電波を保有し続ける結果、かえって電波の有効利用が図られなくなるおそれ。
- ・ 二次取引制度を導入した結果、特定少数の企業が無線局の免許を取得することとなり、市場の寡占化が進行するおそれ。

## 二次取引制度について②

### ② オークション制度との関係

- ・ 二次取引制度は、周波数オークションを実施するための論理必然的な手段ではない。諸外国においても、オークション制度導入時に二次取引制度が整備されていなかった事例と、オークション制度導入前から二次取引制度が整備されていた事例がともに存在。【参考2】
- ・ 二次取引制度の対象は、周波数オークションの対象となる周波数帯に限られないのが諸外国の通例。【参考3】
- ・ 我が国においても、二次取引制度の導入については、周波数オークション制度とは独立した議論が必要。

### ③ 現行制度との関係

- ・ 二次取引制度は、ある無線局について当初の免許人とは異なる者にその開設又は運用を認める制度。従って、無線局の開設及び運用を原則として当初の免許人にのみ認めている現行の免許制度との整合性を図ることが必要。
- ・ 特に、電波法第20条(免許人の地位の承継)や同法第5章第4節(無線局の運用の特例)との関係で、二次取引制度をどのように位置づけるかについて検討が必要。【参考4・5】

# オークション制度と二次取引制度の導入時期

米 国

1927

## 免許譲渡制度の導入

利用していない周波数の利用権を短期あるいは長期のリースや売却により流通させることは、周波数の有効活用につながり、ひいてはFCCの目指す利用可能な周波数の拡大にも資する

POLICY STATEMENT(FCC 00-401)

1993

## オークション制度の導入

- ・ルーラル地域の居住者を含む公衆の利益のため、新技術、新商品、新サービスを開発し、迅速に配備すること
- ・経済機会と競争を促進し、また、新しい革新的技術を直ちに使えるようにすること
- ・周波数の効率的かつ広範な利用を図ること 等 【通信法 § 309(j)(3)(A)等】

2003

## リース制度の導入

利用していない周波数の利用権を短期あるいは長期のリースや売却により流通させることは、周波数の有効活用につながり、ひいてはFCCの目指す利用可能な周波数の拡大にも資する

POLICY STATEMENT(FCC 00-401)

英 国

2000

## オークション制度の導入

- ①経済的効率性、②透明性、③(免許付与過程の)迅速性、④市場価値を反映した価格付け、⑤新規サービスの導入促進

"Spectrum Management: Into the 21st Century"

2002

## EU指令(2002/21/EC)\*

周波数の譲渡は周波数の効率的利用の効果的な手段となり得る。【EU指令(2002/21/EC)(19)】

2004

## 周波数取引制度の導入

市場原理を利用した、効率的な周波数分配の促進のため

"MANAGING SPECTRUM THROUGH THE MARKET"

\* 2009年、周波数の柔軟・効率的な利用の観点から譲渡・リースの導入を加盟国に促すべく上記EU指令を改正。これを受け、英国では2011年内にもリース制度を導入することを決定。

# 諸外国における二次取引制度

国名	制度概要	導入時期	適用対象	手続・主な要件
米	免許譲渡制度 (通信法 § 310(d)) 無線局免許の譲渡	1927年	アマチュア局、船舶局等を除く 無線局免許 (FCC規則 § 1907,1948(b)(5),73.3540等)	認可 (通信法 § 310(d), FCC規則 § 1.948(a)) ・譲受人が免許の条件をみたすこと ・認可が公共の利益、利便性、必要性にかなうこと
	周波数リース制度 (通信法 § 310(d)) 周波数利用権の全部又は一部のリース ①周波数管理者型 事実上の管理権は免許人が留保 ②実質移転型 事実上の管理権が賃借人に移転	2003年	無線通信業務に係る周波数のうち免許人が排他的な利用権を有するもの等 { 例: 広帯域PCS、無線呼出・無線電話業務、746-764MHz,776-794MHz帯無線通信業務 (FCC規則 § 1.9005) } ※無線通信業務には、放送業務、衛星(通信・放送)業務は含まれない	①届出 (FCC規則 § 1.9020(a)) ・規則違反や競争上その他公益上の懸念があるときは終了させられる ②認可 (FCC規則 § 1.9030(a)等) ・賃借人が免許人と同一の免許適格を有すること ・認可が公共の利益、利便性、必要性にかなうこと
英	周波数取引制度 (無線電通信法 § 30) 無線電信免許に基づく権利・義務の全部又は一部の譲渡 ①完全移転型 権利義務が譲受人にすべて譲渡 ②並立移転型 権利義務が譲渡人・譲受人の双方に併存	2004年	規則で定める業務に係る免許に基づく権利・義務 { 例: 広域無線呼出業務、固定無線アクセス (FWA)、移動通信業務 (900MHz・1.8GHz・2.1GHz) }	認可 (周波数取引規則) ・取引参加者全員の合意があること ・免許料が納められていること ・OFCOMが廃止を公示していない免許であること ・変更・廃止の手続中でない免許であること ・過去に認められなかった免許でないこと
仏	許可譲渡制度 (郵便電子通信法典 § L42-3) 周波数利用許可の全部又は一部の譲渡	2006年	電子通信業務に係る許可のうち政令で定めるもの { 例: 移動体通信 (2G・3Gを除く)、固定無線通信、衛星通信 }	認可 (郵便電子通信法典 § R20-44-9-5) 以下の場合には、認可されない ・法定の免許拒否事由に該当すること ・譲渡人・譲受人双方の権利・義務によって、当初の免許条件が達成されないこと ・周波数アクセス・利用の競争環境への侵害 等
独	周波数取引制度 (電気通信法 § 62) 周波数利用権の全部又は一部の譲渡	2004年	法令上の限定なし	認可 (電気通信法 § 62(2)) ・周波数利用の効率性の維持・改善 ・競争環境に歪みが生じないこと ・利用者利益の確保等の規制目的の確保 等
韓	周波数利用権の譲渡又は賃貸(電波法 § 14②) 周波数利用権の全部又は一部の譲渡・賃貸	譲渡: 2000年 賃貸: 2005年	基幹電気通信事業、総合有線放送事業及び伝送網事業に割り当てられる周波数のうち、電波法 § 11(計算による周波数割当代価方式又はオークション方式)に基づき割り当てられた周波数利用権	承認 (電波法 § 14③) ・周波数の割当を受けてから3年以上経過していること ・周波数割当の際の欠格事由にあたらぬこと ・電波資源利用の効率性等を考慮すること

- 現行電波法は、相続・合併等の一般承継、船舶・航空機の運行者の変更に加え、事業再編に円滑に対応するため、事業の全部譲渡の場合に免許人の地位の承継を認めている。

## 〔免許人の地位の承継(電波法第20条)〕

- ① 相続
- ② 船舶・航空機の運行者の変更
- ③ 合併
- ④ 分割(事業の全部承継の場合のみ)
- ⑤ 事業の全部譲渡

総務大臣への**届出**

総務大臣の**許可**

## 【③～⑤の許可の基準】

電波法第20条第6項において、同法第5条及び第7条を準用

- 譲受人が免許人の欠格事由に該当しないこと
- 譲受人が免許の申請人と同様の審査基準に適合すること

- 現行電波法は、無線局の運用を免許人・登録人が行うことを前提とし、いわゆる「リース」(他人運用)を原則として禁止し、その趣旨に反しない範囲で、特例として認めている。

## 【無線局の運用の特例 (電波法第70条の7～第70条の9)】

- ① 非常時運用人に運用させる場合
- ② フェムトセル基地局等特定の電気通信業務用無線局の簡易な運用をさせる場合
- ③ 登録局の場合
  - 免許人等による総務大臣への**届出**で可能。なお、免許人等は当該無線局の運用が適正に行われるよう、運用者に対し必要かつ適切な監督を行う義務あり

## 【参考】実際の運用者を運用補助者とし、法律上は免許人等が運用者となるもの

以下の要件を満たす場合、運用者による運用を免許人等による運用とする (電波法施行規則第5条の2)

- ① 免許人等の事業・業務の遂行上必要な事項について、免許人等以外の者(運用者)が行う無線局の運用であること
- ② 免許人等から運用者に対し、無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われていること

※ 具体的なケースは告示で規定

- スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の施設を利用者に提供する業務を遂行するために開設する無線局
- アマチュア局であって、以下の運用方法によるもの
  - 〔運用者がアマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有し、かつ、当該資格で操作できる範囲内で運用〕
  - 〔運用者が当該アマチュア局の免許人の立ち会いの下で、かつ、当該アマチュア局の免許の範囲内で運用 等〕
- 免許人等と運用者との間において、無線局の開設目的に係る免許人等の事業・業務を運用者が行うことにつき契約関係があるもの